

令和5年度県立夜間中学設置準備等に係る懇談会（第3回）

時期 令和6年1月29日（月）

時間 午後2時から午後4時まで

会場 県教育センター情報教育棟2階研修室3

日 程

1 開 会

2 挨拶

3 内 容

（1）報 告

- ア 入学予定者等の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・
 - イ 追加の入学者募集について・・・・・・・・・・・・・・・・
 - ウ キャラバン最終報告・・・・・・・・・・・・・・・・
 - エ 校歌について・・・・・・・・・・・・・・・・
 - オ 年間行事予定（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・【資料2】
- } 【資料1】

（2）協 議

- ア 生徒指導のあり方（教職員用）について・・・・・・【資料3】
- イ 生徒会活動のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・【資料4】
- ウ 学校運営協議会の設置準備について・・・・・・・・・・【資料5】

（3）連 絡

開校式・入学式の予定について

4 閉 会

令和5年度 県立夜間中学設置準備等に係る懇談会委員等

(委員構成)

下記区分に基づき8名で構成

区分	所属等	委員氏名
学識経験者	鳥取大学地域学部准教授	田中 大介
ひきこもり支援関係者	NPO法人鳥取青少年ピアサポート とっとりひきこもり生活支援センター所長	山本 恵子
外国人支援関係者	公益財団法人鳥取県国際交流財団 地域日本語教育総括コーディネーター	岩本由美子
就労支援関係者	鳥取労働局職業安定部職業安定課 課長補佐	荻原 晃
市町村教育委員会代表	県都市教育長会代表 倉吉市教育委員会教育長	小椋 博幸
	県町村教育長会代表 岩美町教育委員会教育長	大西 泰博
学校現場代表	中学校長会代表 鳥取市立湖東中学校校長	小林 啓二
	高等学校長会代表 米子白鳳高等学校校長	椿 幾雄

(県教育委員会)

鳥取県教育委員会事務局次長	林 憲彰
鳥取県教育委員会事務局教育次長	長谷川 隆
鳥取県教育委員会事務局参事監兼小中学校課長	下田 智美
鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター長	定常 博文

(設置準備懇談会に係る事務局・庶務)

鳥取県教育委員会事務局小中学校課課長補佐	岸田 賢
鳥取県教育委員会事務局小中学校課係長	奥村 耕介
鳥取県教育委員会事務局小中学校課指導主事	吉田 篤
鳥取県立まなびの森学園校長	山口 京子
鳥取県立まなびの森学園教頭	嶋田 武弘
鳥取県立まなびの森学園事務長	藤木 宏則
鳥取県立まなびの森学園教諭	河村 英樹

<県立夜間中学スタートアップ事業>
県立夜間中学設置準備等に係る懇談会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は県立夜間中学の学校経営方針、入学者受入れ等、令和6年度開校のために必要な事項に関して、専門的な知識、見識を有する者で構成される「県立夜間中学設置準備等に係る懇談会」(以下「設置準備懇談会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 設置準備懇談会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 学校経営方針に関すること。
- (2) 入学者受入れに関すること。
- (3) 校名、校章、校歌に関すること。
- (4) その他、夜間中学の設置準備等に関すること。

(構成員)

第3条 設置準備懇談会は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから鳥取県教育委員会教育長が依頼した者(以下「委員」という。)により構成する。

(会議)

第4条 設置準備懇談会は、鳥取県教育委員会教育長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 鳥取県教育委員会教育長は、必要があると認めるときは、設置準備懇談会に委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 設置準備懇談会の業務の充実のために事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課に置く。

(庶務)

第6条 設置準備懇談会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局小中学校課及び鳥取県立まなびの森学園において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、設置準備懇談会の運営等に関して必要な事項は、鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附則

この要領は令和4年5月6日から施行する。

この要領は令和5年10月1日から施行する。

県立まなびの森学園の入学予定者等の状況について

令和6年1月29日

小中学校課

まなびの森学園

1 追加の入学者募集について

現在の入学予定者数や入学希望者等の状況を踏まえ、追加の入学者募集を実施することとした。

- (1) 募集期間：令和6年1月15日（月）から3月15日（金）まで（予定※）
※受け入れ可能な人数に達した時点で、令和6年4月入学者の募集を終了する。
- (2) 募集学年：1年生から3年生までのすべての学年において募集する。
- (3) 募集人数：各学年ともこれまでの入学予定者と合わせて10名程度を募集する。
- (4) 周知方法：各市町村（学校組合）教育委員会へは県教育委員会が通知、その他関係機関等へは、まなびの森学園が追加の募集案内を送付。
- (5) 問合せ先：鳥取県立まなびの森学園
（鳥取市湖山町北5丁目202番地（鳥取県教育センター内）電話 0857-32-0922）

2 県立まなびの森学園（夜間中学）学校説明会・体験授業会及び相談会キャラバン等について

(1) 学校説明会・体験授業会及び相談会キャラバン最終報告

ア 期間等 令和5年6月21日（水）から12月12日（火）まで 県内市町村15か所

イ 実施市町村

6/21 境港市 6/28 日吉津村 7/16 鳥取市 7/26 智頭町 8/25 大山町 8/31 琴浦町
9/3 八頭町 9/8 北栄町 9/12 日南町 9/25 若桜町 10/6 岩美町 10/13 江府町
11/2 倉吉市 11/29 伯耆町 12/12 米子市

（※別途、南部町では、5/30 ミカエル・セミナー《学びと人権》において「夜間中学を知っていますか」の講演実施 参加者79名）

ウ 参加者 体験授業会36名 見学16名 相談会8名 学校説明会69名 合計129名（延べ人数）

(2) まなびの森学園における体験授業会・入学希望者相談会実施報告

ア 開催日時 令和5年10月27日（金）、11月17日（金）午後5時30分から午後8時30分まで
（体験授業会は2教科実施、1教科：40分）※10月は英語・国語、11月は数学・理科

イ 対象者 入学希望者及び夜間中学に関心がある者

ウ 参加者 体験授業会14名 見学8名 相談会6名 合計28名（延べ人数）

エ 実施後のアンケートのまとめ（一部抜粋）

- ・これからも役にたつと思う内容だった。楽しかった。
- ・英語は体験を通じた楽しい授業だった。国語は基本的な事を学べた。
- ・ICTを活用し、わかりやすい授業だった。
- ・授業内容が自分には難しかったが楽しかった。
- ・言葉の問題もあるが、出来そうなことがあれば通ってみたい。
- ・わからないところをすぐに教えてもらえたのでよかった。
- ・親切な教え方で意味が分かった。続けられそうだ。
- ・数学の電子レンジの法則については生活にも役立つ情報だった。
- ・少人数なので対応がしてもらえることはよいと思う。
- ・いろいろな方にチャンスが与えられることがとても素晴らしい。
- ・多くの入学者の方と仲よくなりたい。
- ・本人の学びたい気持ちも大切だが、一度来てみて楽しい授業を受けてみるのも一歩として良いのかも。

3 校歌について

(1) 校歌完成について

1 2月に完成校歌を納品。令和6年4月開校式で校歌公表予定。

(2) 校歌制作者について

杏沙子 氏 鳥取県出身シンガーソングライター

<経歴>2016年 初のオリジナル曲「道」を発表し、本格的に音楽活動をスタート。

2022年 フリーランスでの活動を発表。

2023年4月～ 「とっとりラジオハイスクール！」(NHK鳥取ラジオ番組)で県内高校生と交流する杏沙子校長先生として出演中。8月31日には母校鳥取西高等学校祭でラジオ公開録音と生ライブを実施。

2023年10月 学校設置式で校歌制作者を公表後、自身のホームページで校歌制作を発表。

Copyright© 2023 杏沙子 official site
<https://www.asako-official.com>

2024 年度

県立まなびの森学園年間行事予定表（案）

資料2

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
行事	学習	行事	学習	行事	学習	行事	学習	行事	学習	行事	学習	行事	学習	行事	学習	行事	学習	行事	学習	行事	学習	行事	学習
1 月	第1回職員会議 学年始休業日	1 水	学習面談	1 土	先進校視察（福岡きぼう中・ 熊本県立ゆうあい中）	1 月	学習面談	1 木	補習	1 日		1 火	学習面談	1 金		1 日		1 水	元旦	1 土		1 土	
2 火		2 木		2 日		2 火		2 金		2 月		2 水	職員会議	2 土		2 月	学習面談	2 木		2 日		2 日	
3 水	第2回職員会議	3 金	憲法記念日	3 月		3 水	職員会議	3 土		3 火		3 木		3 日	文化の日	3 火		3 金		3 月		3 月	生徒一人一人のニーズに 応じた職場体験学習
4 木	第3回職員会議	4 土	みどりの日	4 火	会話力のノウハウ	4 木		4 日		4 水	職員会議	4 金		4 月	振替休日	4 水	職員会議	4 土		4 火	ビジネスマナー	4 火	
5 金		5 日	こどもの日	5 水	職員会議	5 金		5 月		5 木		5 土		5 火		5 木	全国夜間中学研究大 会（東京都内）	5 日		5 水	職員会議	5 水	
6 土		6 月	振替休日	6 木	先進校視察 （静岡県立ふじのくに中 （本校・分校））	6 土		6 火		6 金		6 日		6 水	職員会議	6 金		6 月	職員会議	6 木		6 木	学習面談
7 日		7 火	全校美化 活動①	7 金		7 日		7 水	職員会議	7 土		7 月		7 木		7 土		7 火	始業式	7 金	ICTを活用した職業調べ や疑似体験学習	7 金	
8 月	校内研修（日本語指導）	8 水	職員会議	8 土		8 月	星空観測移動教室	8 木		8 日		8 火	障がいと合理的配慮	8 金		8 日		8 水	教育相談	8 土		8 土	
9 火	校内研修（日本語指導）	9 木		9 日		9 火		9 金		9 月		9 水		9 土	グループ別探究的ツアー（大 山・境港、特活）	9 月		9 木		9 日		9 日	
10 水		10 金	第1回学校運営協議会	10 月		10 水		10 土		10 火	避難訓練 （地震）	10 木		10 日		10 火		10 金		10 月		10 月	
11 木		11 土		11 火	情報モラルとメディア・リテ ラシー（道徳）	11 木		11 日	山の日	11 水	welcomeゲストティーチャー （鳥取の歴史）	11 金	まな森C A F E ⑤	11 月	9日の振替休日	11 水		11 土		11 火	建国記念日	11 火	
12 金	開校式・着任式・入学 式・始業式？	12 日		12 水		12 金	まな森C A F E ③	12 月	振替休日	12 木		12 土		12 火		12 木		12 日		12 水		12 水	卒業式 0時開目
13 土		13 月		13 木		13 土		13 火		13 金	まな森C A F E ④	13 日		13 水		13 金	まな森文化祭 まな森C A F E ⑦	13 月	成人の日	13 木		13 木	
14 日		14 火	welcomeゲストティーチャー （鳥大学生）	14 金	まな森C A F E ②	14 日		14 水		14 土		14 月	スポーツの日	14 木		14 土		14 火		14 金	ICT活用職業調べ 疑似体験学習	14 金	まな森C A F E ⑨
15 月	身体測定・オリエ ンテーション	15 水	避難訓練 （火災）	15 土		15 月	まな森C A F E ①	15 木		15 日		15 火		15 金	まな森C A F E ⑥	15 日		15 水	まな森C A F E ⑧	15 土		15 土	
16 火		16 木		16 日		16 火		16 金		16 月	敬老の日	16 水	運動会（湖東中学校体 育館借用）	16 土		16 月		16 木		16 日		16 日	
17 水		17 金		17 月		17 水	性に関する指導（多様 性を含む 保健）	17 土		17 火	租税・金融教室 （社会）	17 木		17 日		17 火		17 金		17 月		17 月	
18 木	全国学力・学習状況調査	18 土		18 火		18 木		18 日		18 水		18 金		18 月		18 水		18 土		18 火		18 火	
19 金	教育相談	19 日		19 水		19 金		19 月		19 木		19 土		19 火		19 木		19 日		19 水	地産地消調理実習	19 水	職員会議
20 土		20 月	社会保障と行政手続き のいろは（社会）	20 木		20 土		20 火		20 金		20 日		20 水	テーブル&ティーマナー	20 金		20 月		20 木		20 木	秋分の日
21 日		21 火		21 金	ナイトミュージアム移動教 室	21 日		21 水		21 土		21 月		21 木		21 土		21 火	welcomeゲストティー チャー（冠婚葬祭）	21 金	ICTを活用した職業調べ や疑似体験学習	21 金	
22 月		22 水		22 土		22 月		22 木		22 日	秋分の日	22 火		22 金		22 日		22 水		22 土		22 土	
23 火		23 木		23 日		23 火		23 金		23 月	振替休日	23 水	welcomeゲストティー チャー（木材加工者）	23 土	勤労感謝の日	23 月		23 木		23 日		23 日	天皇誕生日
24 水	職員会議	24 金	遠足（ナイトウォーク）	24 月		24 水	全校美化 活動②	24 土	終業式	24 火		24 木		24 日		24 火		24 金		24 月	振替休日	24 月	全校美化 活動⑥
25 木		25 土		25 火		25 木	夏季休業 （8月25日まで）	25 日	補習	25 水		25 金		25 月		25 水	全校美化 活動④	25 土	終業式	25 火	職員会議	25 火	学年末休業日
26 金		26 日		26 水	生徒支援や配慮に関す る校内研	26 金		26 月	始業式	26 木	全校美化 活動③	26 土		26 火		26 木	冬季休業 （7日まで）	26 日		26 水		26 水	
27 土		27 月	先進校視察 （姫路市あかつき中）	27 木		27 土		27 火	教育相談	27 金		27 日		27 水		27 金		27 月		27 月	避難訓練 （防犯）	27 木	生徒一人一人の ニーズに応じた 職場体験学習
28 日		28 火		28 金	ユニバーサルスポーツ大 会	28 日		28 水		28 土		28 月		28 木		28 土		28 火		28 金		28 金	
29 月	昭和の日	29 水	ソーシャルスキルレー ニングに関する校内研	29 土		29 月		29 木		29 日		29 火		29 金		29 日		29 水		29 土		29 土	
30 火	生徒会交流会	30 木	先進校視察（福岡きぼう中・ 熊本県立ゆうあい中）	30 日		30 火		30 金		30 月		30 水		30 土		30 月		30 木		30 日		30 日	
		31 金		31 水		31 土		31 月		31 火		31 木		31 日		31 火		31 金		31 月		31 月	
備考	学年始休業日 （4/1～4/8） 心電図検査、内科検診	眼科検診		耳鼻科検診、歯科検診、 まなタイム・シェア（他校とのオンライ ン交流会）						鳥取緑風高校夜間部訪問		鳥取湖陵 Love Green教室		鳥商デパート展示									学年末休業日 （3/25～3/31）

授業時数について（案）

1 年間の授業週数（想定）

別紙

年間週数（52週）

年間授業週数（38 ^{※3} 週）	学級活動以外の特別活動（生徒会活動、学校行事）に充てる年間授業週数（2週）	長期休業、ゴールデンウィーク等（12週）
----------------------------	---------------------------------------	----------------------

週数（40週） 授業日数202日^{※3}を想定

- ※1 年間総授業週数とは各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（学級活動のみ）に充てる年間の総授業週数を指す。
- ※2 特別活動のうち、学級活動以外の生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間授業時数の枠外で、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てる。
- ※3 令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査 第2学年の平均値

2 年間の授業時数（案）

	学年			備考
	1年	2年	3年	
標準授業時数（35週）	1015	1015	1015	1単位時間は、50分
まなびの森学園授業時数（38週）	760	760	760	特別の教育課程による 1単位時間は、40分 (50分換算では608時間)
各教科等				
国語	152	152	114	
社会	76	76	114	
数学	152	114	152	
理科	76	114	76	
音楽	38	38	38	
美術	38	38	38	
保健体育	38	38	38	
技術・家庭	38	38	38	
外国語	76	76	76	
総合的な学習の時間	38	38	38	
特別の教科 道徳	19	19	19	
特別活動（学級活動）	19	19	19	

※特別活動の内、生徒会活動及び学校行事については、授業時数に含めない。

3 教科担当者ごとの持ち時間数（総合的な学習の時間、特別の教科 道徳、学級活動を除く）

	学年				合計	備考
	1年	2年	3年			
まなびの森学園週コマ数	25	25	25	75	0時間目から4時間目まで1日5コマを想定	
各教科等						
国語	4	4	3	11	(別紙) 3週間のコマ数を3で割ったもの以下同じ	
社会	3.7	3.7	4.7	12.1		
数学	4	3	4	11		
理科	3.7	4.7	3.7	12.1		
音楽		1		1	3学年合同	
美術		1		2	1, 2年合同	
保健体育		1		1	3学年合同	
技術・家庭		1		2	1, 2年合同	
外国語	3.7	3.7	3.7	11.1		



1 方向性

本校の生徒指導は、コンセプトを基軸として、多様な生徒の人格を尊重し、主役である生徒を支えていきます。学校が提供する教育活動の中で、生徒一人ひとりが「自分らしい学び」を積み重ね、成長していく自分に自信を持ち、将来（卒業後）社会の中で自分のよさ（個性や能力）を生かしながら自己実現できるよう、全教職員は一丸となり、学校内外で連携しながらチームで支援や助言を行います。

まなびの森学園コンセプト 3つのよろこび



2 生徒指導における教職員の視点

(1) 自己存在感の感受

多様な生徒を理解し、生徒一人ひとりが安心して、心穏やかに学校生活を過ごす中で「自分も一人の人間として大切にされている」と実感させることが大切です。様々な機会をとおして、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、他者から認められたという自己有用感を育てていきます。

(2) 共感的な人間関係の育成

世代や国籍、これまでの学びの経験の違いを超えた様々な生徒が学校生活を共にします。生徒一人ひとりが自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、励まし合い、支え合える温かい人間関係づくりに努めます。

(3) 自己決定の場の提供

社会の中で自己の個性や能力を生かし、自分らしく生活していくためには、自らが様々な場面で自己判断・自己決定することが必要になります。そのため授業場面等では、生徒自らが相手を意識してわかりやすく発表したり、自分の考えのまとめ方を工夫したりするなど、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作するなどの体験的場면을意図的に設けていきます。

(4) 安全・安心な風土の醸成

生徒一人ひとりを大切にし、安心して教育を受けられる学習環境づくりに努めるとともに、助けがほしい時に「いつでもSOSを出せる」ように寛容な態度で生徒に接していきます。また、安心して授業や学校生活が送れるような風土を生徒自らが作り上げるように支援していきます。

3 教育相談

(1) 基本的な考え方

教育相談の目的は、生徒が社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、生徒指導の一環として位置付けられ重要な役割を担っています。そのため、生徒への指導や支援のあり方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、生徒理解（アセスメント）に基づいて考えることが大切です。生徒の状態が変われば指導・支援の方法も変わることから、柔軟な働きかけや対応が必要です。また、どの段階でどのような指導・支援が必要なのか時間的視点をもって生徒にあたるようにします。

もちろん、情報共有は欠かさず、全教職員が一致して、チームとして指導・支援を進めていきます。

(2) 校内における教育相談活動

各学期に相談週間を設け、生徒が教職員やSC等に相談できる時間を定期的につくり、受容し共感をもって傾聴するよう心がけ、相談活動を実施します。

4 教育相談活動の概要（生徒指導の4層）

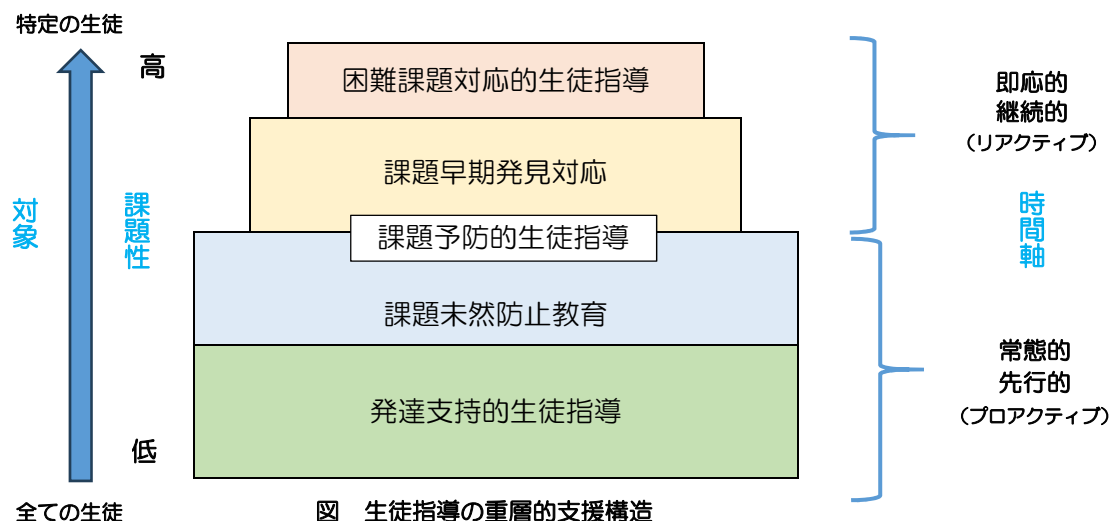


図 生徒指導の重層的支援構造

(1) 発達支持的教育相談

生徒からの相談内容は多岐にわたります。その相談の中で、生徒個々に応じて必要な資質・能力に着目し、教育相談を行います（例：人間関係づくり（対人関係スキル等）や問題解決力など）。定期の相談活動だけでなく、日々の教育活動において必要な資質・能力を身に付けることのできる学びを意識し、創意工夫した実践に努めます。

(2) 課題予防的教育相談：課題未然防止教育

様々な問題や課題の未然防止に際しては、すべての生徒を対象とするものと、すでに問題や課題の兆候が見られる特定の生徒を対象とするものがあります。特定の生徒を対象とした教育相談を行う必要がある時は、全教職員が共通理解をして目的に応じて内容を企画・検討し連携を取りながら相談活動を行います。

(3) 課題予防的教育相談：課題早期発見対応

普段の学校生活において、丁寧な関わりと観察を行います。生徒の学習に向かうときの姿勢の変化、言動の変化、態度、行動面の変化、身体に表れる変化など、様々なサインを見逃さず気付こうとすることが重要です。

(4) 困難課題対応的教育相談

困難な課題のある生徒に対しては、適切に情報収集しSCやSSW等専門家によるアセスメントやケース会議等を適宜行い、学校外の関係機関とも連携しながら継続して手厚いチーム支援を行い、課題解決を目指します。

5 連携

(1) 家庭等との連携について

本校の生徒は、学齢期を過ぎており年齢層も様々ですが、生徒指導を効果的なものにするために、家庭等（例：就労先、支援関係者等）とのパートナーシップを築いていくことは重要です。その手段として、定期的な学校だよりの発行、家庭等への連絡、保護者（生徒が成年者の場合はこれに準ずる者）との面談を必要に応じて行います。

(2) 関係機関との連携について

校内でケース会議を行い、必要に応じてSCやSSW、特別支援学校、特別支援教育課、その他関係機関と連携し、専門的な立場から生徒理解を行い、生徒をサポートします。



生徒会活動のあり方について（案）

【資料4】

教職員用

鳥取県立まなびの森学園

1 生徒会活動

本校の生徒会活動は、生徒が主体となりコンセプトを基軸にして、3つのよろこびを実現できるよう展開します。各教科、特別活動、総合的な学習の時間と関連付けながら、さまざまな場面で多様な考えや思いにふれ、温かい人間関係を築き、自己肯定感、自己有用感を高めながら、社会参画への意欲を育みます。

2 生徒会活動で育む生徒の姿



<「学ぶ」よろこび> 個性や多様性の認め合い

[わたしはわたしを知る] [わたしはあなたを知る]

✦年齢や国籍などさまざまな生徒同士が互いの考えや思いにふれ、新たな気づきや学びを実感できる。

<「つながる」よろこび> 自分らしさの発揮、自己有用感（役立ち感）

[ひとりひとりの物語 等しく抱きしめよう]

✦互いの考えや思いを尊重し、声をかけあったり、協力したりしながらさまざまな活動をしていく中で、人間関係を築き、人とつながる大切さを実感できる。

<「社会の中で生きる」よろこび> 自己肯定感、主体的態度

[飛べ君の色で いろとりどりの未来へ]

✦地域の方をはじめ学校外のさまざまな人と関わることをとおして、自分のよさ（個性、能力）や大切な自分の存在に気づき、自信を持って、社会（ふるさと、鳥取）の中で生きることの大切さを実感できる。

3 生徒会組織と役割

（案1）執行部を位置付け、生徒会長1名、生徒会副会長1名など必要に応じて役職を設け生徒会組織を構成し、運営にあたる。

（案2）初年度は、生徒会活動や学校行事に係る取り組みを進めていく中で、主体的に生徒が役割を分担し、できる形での生徒会組織を構成し、生徒会活動の運営にあたる。

（案3）生徒会長などの役職は設けずに、生徒の話し合いの中で役割を決めて生徒会活動に取り組む。

（生徒会組織を構成する上での検討事項）

- ・初年度、多くの入学者が確保できない場合、役職を設けて生徒会活動にあたることは難しいため、（案2）、（案3）の形態で進めていくのが望ましいのではないか。
- ・不登校を経験した生徒が多い場合、役職の責任を重く感じ主体的になれない生徒が出てくる可能性があるため、（案2）、（案3）の形態で進めていくのが望ましいのではないか。
- ・生徒の主体性を期待できる場面では、（案1）の形態で進めていくのがよいのではないか。



4 生徒会が主となって計画・運営する活動

○全校美化活動（話し合い）

・まなびの森学園校内、校舎周辺の整理整頓・清掃活動を実施。

○まなタイム・シェア

・授業等のライブ配信、始業前のeスポーツ活動などを実施し、主体的に教育活動に参加する。

・福岡市立福岡きぼう中学校等とオンライン交流（生徒会活動、eスポーツ等）を実施する。

5 生徒会活動との関連付け <学校行事への協力>

学校行事の内容	行事の具体	内容等
① 文化的行事	まな森文化祭	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方や関係者をゲストとして招き生徒の文化・芸術活動を披露する。 ・全校合同作品制作。
② 健康安全・体育的行事	まな森運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が種目や内容を考え全校が活躍できる運動会を企画する。
	ユニバーサルスポーツ大会 ※体育との関連 (鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず誰もが楽しめるユニバーサルスポーツ（ボッチャ、風船バレーボール等）に取り組むことで、無理なく楽しみながら汗を流して仲間づくりを進める。
	防犯教室	<ul style="list-style-type: none"> ・刑法犯の発生状況、自転車盗難や特殊詐欺等の身近な犯罪について知り、被害者にも加害者にもならないための心得や、自身を守るために必要な知識を学ぶ。
	防災教室	<ul style="list-style-type: none"> ・危険災害に備えることの大切さをはじめ、災害に見舞われた時の心構えや行動等について学ぶ。 ・防災の担い手として自分の役割を見つけ判断する力をつけ、地域住民として自分たちの地域を守る人材づくりをする。
安全運転5則	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転5則（1安全速度を必ず守る、2カーブの手前でスピードを落とす、3交差点では必ず安全を確かめる、4一時停止で横断歩行者の安全を守る、5飲酒運転は絶対にしない）をはじめ、日中よりも事故率が高くなる夜間の運転で気を付けなければならない点について学習を深める。 	
③ 旅行・集団宿泊的行事	県立学校との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取緑風高校夜間部訪問 ・鳥商デパート展示 ・鳥取湖陵高校Love Green教室
④ 勤労生産・奉仕的行事	ビジネスマナー	<ul style="list-style-type: none"> ・企業関係者、職業安定所職員等を講師として招き、ビジネスマナーの基本（電話の受け答え、礼法等）を学ぶ。
	職場体験学習 (飲食業、サービス業、食品加工業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人ひとりのニーズに応じた職場体験学習
	体験学習（建築・工事関係等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した職業調べや疑似体験学習

鳥取県立まなびの森学園における学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置準備について

令和6年1月29日
まなびの森学園

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことをいう。

まなびの森学園の学校運営協議会は、保護者（親権者又は後見人、生徒が成年の場合はこれに準ずるもの等）、関係機関や近隣住民等の学校運営への参画並びに支援・協力を促進し、互いの信頼関係を深め、学校運営の改善や生徒の安心・安全な学びを実現することを目的とする。

については、鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則により、令和6年度の開校に合わせて設置する、学校運営協議会の在り方について、ご意見を伺いたい。

[主な検討項目]

- ① まなびの森学園が目指す学校運営協議会の導入によって、期待される効果の妥当性について
- ② 開校後、3年間の課題を見据えた熟議の内容について
- ③ 熟議の内容を踏まえた委員の推薦について（委員の属性、男女比、構成人数等を考慮した人選）

1 コミュニティ・スクールの意義

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができる。

出典：令和5年12月15日「全国コミュニティ・スクール研究大会 by 鳥取県南部町」文部科学省行政説明資料「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」

2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の概要

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5では、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めなければならないとされている。
- (2) 協議会の委員は、法第47条の5第2項に基づき、「学校の所在する地域の住民、保護者、地域学校協働活動推進員その他学校の運営に資する活動を行う者、その他の教育委員会が必要と認める者」から教育委員会が任命することとされている。
- (3) 法に定める協議会の主な機能等については、次のとおり。※教育委員会規則については別紙1参照

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針（教育課程の編成その他教育委員会規則*で定める事項）を承認する。（法第47条の5第4項）
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。（法第47条の5第6項）
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則*に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。（法第47条の5第7項）

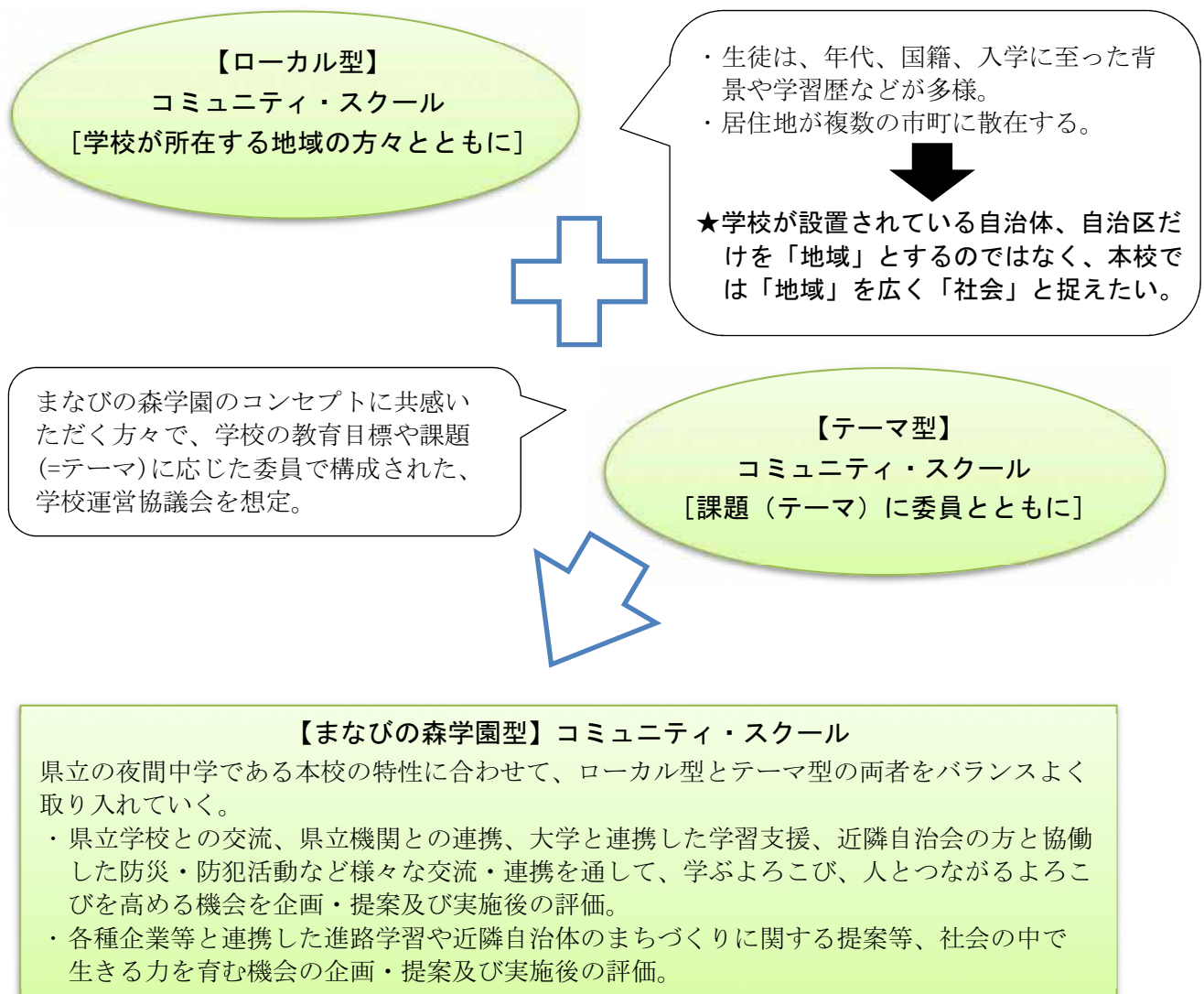
- (4) 学校運営協議会での議題としては、上記の法定事項以外にも学校運営に関する個別課題を想定（例：卒業後の目標を見据えた関係機関との連携、学力向上、ふるさとキャリア教育、防犯・防災、いじめ・不登校、情報発信・広報などの協議、「学校関係者評価の実施」など。）

3 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の有用性

- ① 当事者性・・・十分な権限により当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）
（協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画）
- ② 自立性・対等性・・・十分な権限を持つ自立した合議体として、効果的な学校運営に寄与
（協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能）
- ③ 持続性・・・永続的かつ安定した学校運営のための仕組みを制度的に保証
（法律に基づく制度として、国の財政支援等を活用して組織的・継続的に取り組むことが可能）

出典：令和5年12月15日「全国コミュニティ・スクール研究大会 by 鳥取県南部町」文部科学省行政説明資料「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」

4 まなびの森学園におけるコミュニティ・スクールの特徴 [ローカル型とテーマ型]



5 まなびの森学園における学校運営協議会 (コミュニティ・スクール) の導入により期待される効果

- 保護者等や近隣住民の参画により学校とお互いの「顔が見える」関係となり、保護者等や近隣住民の理解と協力を得た、社会に開かれた学校運営が実現する。
- 課題 (テーマ) に沿った委員が学校運営や教育活動へ参画することで、関係機関や学校が所在する地域と連携した生徒の学びや体験が充実し、生徒が地域・社会の一員である自覚を持ち、役割を担うことで、社会の中で生きる力が高まる。

6 開校後、3年間の課題 (テーマ) を見据えた熟議の内容について (案)

- (1) 学校の課題 (テーマ)
 - ・ 「社会に開かれた教育課程」の実施について、提案及び実施後の評価
 - ・ 新たなニーズの掘り起こしについて、新たな方策の提案及び実施後の評価
- (2) 生徒の課題 (テーマ)
 - ・ 社会とつながる→自立と社会参加のあり方について、提案及び実施後の評価
 - ・ 生徒本人を支えるための、家族等との連携・支援のあり方について、提案及び実施後の評価
- (3) 地域の課題 (テーマ)
 - ・ 夜間における地域防災・地域防犯の実施について、提案及び実施後の評価
 - ・ 学校に地域住民が集い、つながる場所となる機会の企画について、提案及び実施後の評価

○鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成31年3月19日

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

鳥取県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき、鳥取県立学校(以下「県立学校」という。)における学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令2教委規則1・一部改正)

(目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民等(以下「保護者等」という。)の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進し、県立学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成を図ることを目的とする。

(設置)

第3条 鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、協議会の設置が適当と認める県立学校(以下「対象学校」という。)に協議会を置くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針を定める事項)

第4条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校組織の編成に関する事項
- (2) 学校予算の執行に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(令2教委規則1・一部改正)

(学校の運営に関する事項についての意見)

第5条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会又は対象学校の校長に提出するものとする。

2 協議会は、教育委員会に対して前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴いた上で、当該対象学校の校長を経由して行うものとする。

(令2教委規則1・一部改正)

(任命権者に意見を述べるができる事項等)

第6条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項であって、当該対象学校の教育上の課題の解決を図るためのもの(特定の教職員の採用その他の任用に関するものを除く。)
- (2) 対象学校の校長が意見を求める事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を教育委員会に提出するものとする。

(令2教委規則1・一部改正)

(委員の任命)

第7条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15名以内とする。

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命の日以後の最初の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員が次のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 職務を怠ったとき。
- (4) 第13条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、当該委員に対してその理由を書面で示さなければならない。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、対象学校の校長が招集することができる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、議事を妨げる行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、当該対象学校の協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、各対象学校において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第1号)抄

この規則は、令和2年4月1日から施行する。